

第27回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和4年9月30日(金)
- 2 開閉時間 午後5時30分開会 午後6時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 12人
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 4番 佐藤美頭雄 5番 斉藤哲子
6番 開澤克明 7番 山崎禎彦 8番 鈴木英博 9番 松田直人
10番 酒井雅憲 11番 北村浩光 13番 舟根 禎 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 3番 坂上 修、12番 西永和美
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 2番 小野寺昭一、4番 佐藤美頭雄
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農用地利用配分計画(案)について
議案第5号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 27 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 12 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、2 番委員、4 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 4 報告第 3 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案 3 頁、4 頁をご覧ください。
番号が 10 番 11 番の 2 件です。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。
届出の個所図については、別冊、説明資料の 1 頁から 4 頁になりますので併せてご確認ください。
- 続きまして、議案 6 頁をご覧ください。
報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」でございます。
農地転用のための権利移動に係る届出を受理し、農地法施行規則第 52 条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。
議案は 7 頁、8 頁をご覧ください。
番号が 4 番の 1 件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、土地所有者、転用者については議案に記載のとおりです。
転用の目的は、住宅の建設です。
転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。
また、転用の理由についても、住宅の建設であることから、基準を満たすものと判断します。
位置図については、説明資料の 5 頁に載せてありますので、ご確認願います。

以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。
続きまして、議案9頁をご覧ください。

報告第3号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、1番の現地確認委員、吉本会長、斉藤委員、寺崎委員の3人の指名について、専決処分しましたので報告します。

報告について以上です

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きまして、日程第5議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案10頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は11頁、12頁をご覧ください。

番号が26番の1件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、それぞれ、備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、要件に合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きます。日程第6議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案14頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は15頁、16頁になりますのでご覧ください。

番号が8番から10番までの3件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、貸主、譲受人、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の6頁から9頁までに載せてありますので併せてご確認ください。

農地法第3条の調査書については、説明資料の10頁から12頁までの調査書のとおりで、調査の結果、要件を満たしていることを確認しています。

なお、8番の案件は、先月の定例会で別段面積の区域指定をした集積集約困難な小規模農地で、譲受人は、対象農地を長年管理されている方で、今後も家庭菜園として適切に管理されることが見込まれます。

9番10番の案件については、法人への売買です。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きます。日程第7議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案18頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は19頁、20頁となりますのでご覧ください。

番号が47番、48番の2件でございます。2件とも賃貸借更新の契約でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の13頁から14頁、調査書が15頁から16頁に載せてありますので併せてご確認願います。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりました。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、22頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）について、鷹栖町長より意見を求められたので審議をお願いします。

議案は23頁、24頁をお開き下さい。

利用権の移転についてです。番号が1番で1件ございます。

利用権を移転する農用地、移転する者、移転を受ける者、移転する権利の内容については議案に記載のとおりで、経営移譲による利用権の移転でございます。

続きまして、議案25頁、26頁をお開き下さい。

利用権の設定についてです。番号が1番で1件ございます。

利用権を設定する農用地、設定する者、設定を受ける者、設定する権利の内容については議案に記載のとおりで、農業公社と新たに権利設定するものです。

位置図は、説明資料17頁、18頁に載せてありますのでご確認ください。

なお、議案23頁、24頁、利用権の移転1番の案件については、鈴木委員が、議事参与の制限を受ける案件でございます。

審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長 はい、議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」説明が終わりましたので審議いたします。

議長 議事参与の案件がありますので、先に利用権の移転1番について審議いたします。

8番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

5番委員 これは、親子間での賃貸ですか。

局長 現在、農業公社から父親が賃貸している部分を、経営移譲により農業公社から息子に賃貸するという意味です。

5番委員 わかりました。

議長 他に質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

委員 利用権の移転1番の案件について認める方は挙手をお願いします

議長 全員挙手

委員 はい、それでは利用権の移転1番の案件については、認めると決定しました。

8番委員 着席

議長 続いて、利用権の設定1番の案件について審議いたします。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

委員 利用権の設定1番の案件について認める方は挙手をお願いします

議長 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第9議案第5号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案28頁をご覧ください。

議長 議案第5号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

局長 北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

議長 議案29頁、30頁をご覧ください。

局長 番号が7番の1件で3筆の願出がありました。

議長 土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

議長 説明資料は、19頁から21頁に現地調査票、航空写真、現地写真を添付していますのでご確認ください。

議長 該当の箇所は、現地確認により農地以外と判断しています。

議長 報告第3号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いましたので、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

1番委員 はい、7番の案件について、9月6日、吉本会長、斉藤委員、私と事務局で現地調査を行いました。

議長 願出のあった農地は、相当の期間、農地として利用しておらず、山林、原

野化していて、将来的にも周囲の状況から見て、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地であることから、農地以外であると判断いたしました。

報告は以上です。

議長 それでは、議案第5号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第5号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いいたします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第5号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

局長 はい、議案31頁その他の、次回の定例会についてです。

次回、第28回の日程ですが10月25日（火）の17時からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは、10月25日（火）の17時からでお願いします。

局長 農地移動適正化あっせん経過報告について、あっせん委員の指名をお願いします。

議長 （あっせん委員指名）

局長 その他連絡事項について説明

局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認ください。

局長 案件は以上です。

議長 それでは、以上をもって第27回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。